

ID: 1854

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	施設等利用給付認定の取消し		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第30条の9第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【根拠条文】 (施設等利用給付認定の取消し) 第30条の9 施設等利用給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該施設等利用給付認定を取り消すことができる。 (1) 当該施設等利用給付認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内に、第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。 (2) 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 (3) その他政令で定めるとき。 2 市町村は、前項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、理由を付して、その旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和2年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日